

コンサルティング業務委託契約書

株式会社CONSULT(以下「甲」という。)と、株式会社CLIENT(以下「乙」という。)は、乙が甲に対し経営コンサルティング業務を委託することに関し、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

甲は、乙の事業戦略立案および組織改善等に関するコンサルティング業務を受託し、乙の企業価値向上に資する提言を行うことを目的とする。

第2条(業務内容)

- 1 本契約に基づき甲が乙に提供する業務の内容は、別紙1「業務範囲」に定めるとおりとする。
- 2 乙は、甲が業務を遂行するために必要な情報、資料、担当者との面談機会等を提供するものとする。

第3条(再委託)

- 1 甲は、乙の書面による事前承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- 2 甲は、再委託先に対し、本契約と同等の秘密保持義務を課すものとし、再委託により生じた行為について乙に対して責任を負う。

第4条(報酬および支払条件)

- 1 乙は、甲に対し、本業務の報酬として、月額○○万円(消費税別)を支払う。
- 2 乙は、前項の報酬を、毎月末締め翌月末日払いにて、甲指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。
- 3 甲が本業務の遂行にあたり必要とする交通費、宿泊費等の実費については、乙の事前承諾を前提に、乙が負担するものとする。

第5条(成果物と知的財産権)

- 1 甲が本業務の遂行に際して作成し乙に提供するレポート、資料その他成果物(以下「本成果物」という。)に関する著作権は、原則として甲に帰属する。
- 2 ただし、乙は、本契約の目的達成の範囲内で、本成果物を乙社内で利用する非独占的な利用権を永続的に取得する。
- 3 乙は、甲の事前の承諾なく、本成果物を第三者に開示し、または第三者のために利用してはならない。

第6条(秘密保持)

- 1 当事者は、本業務の遂行に関連して知り得た相手方の営業上・技術上その他一切の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。
- 2 本条の義務は、本契約終了後も3年間有効に存続する。

第7条(責任および免責)

- 1 甲は、専門的知見に基づき、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとする。

2 ただし、甲が提供する提言等は乙の意思決定の参考情報であり、その採否および実行は乙の責任において行われるものとする。

3 甲は、乙による提言内容の採否またはその実行に起因して乙に生じた損害について、甲に故意または重大過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。

第8条(契約期間)

1 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。

2 期間満了の1か月前までに当事者いずれからも書面による解約の申入れがない場合、本契約は同一条件でさらに1年間自動更新されるものとし、その後も同様とする。

第9条(解除)

1 当事者は、相手方が本契約に重大な違反をし、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されない場合、

書面により本契約を解除することができる。

2 乙は、やむを得ない事由により本業務の継続が困難となった場合、1か月前までに書面で通知することにより、本契約を中途解約することができる。

第10条(準拠法・合意管轄)

1 本契約に関する準拠法は日本法とする。

2 本契約に関して紛争が生じた場合、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

2025年○月○日

甲 株式会社CONSULT

代表取締役 □□ □□ 印

乙 株式会社CLIENT

代表取締役 △△ △△ 印